

氏自身が、その學際的研究の體現者であると言える。今後とも、かかる方法による研究の發展が望まれる。また、氏の研究が、生産力の發展↓生産關係・生産様式の變化というように、縦に時代の流れを追って行くというよりも、むしろ生産力の實態↓土地問題・社會制度の現狀というように、横に社會を見渡し、それによつてその時代の社會を鳥瞰しようとして試みてゐるのは、昨今、新しい歴史學として注目されている社會史の手法に似ている。氏の研究には、時代區分論のような華々しさはないが、貴重な研究であり、今後とも、このような手法による研究の深化が望まれる。

はじめ編集部から書評の依頼を受けたとき、私に氏の研究を理解できるだけの能力があるかどうか危惧したが、本書を読み終え、實に多くのことを學び得た。その學恩に感謝し、筆を擱く。

一九八九年三月 京都 同朋舎  
A五判 五二九頁 一五〇〇圓

福井重雅著

### 漢代官吏登用制度の研究

富田健之

#### 一

中國の官僚制度は、世界史上他に類をみない高度の發達を遂げた。そしてその要因の一つとして、人材を選抜し官僚として任用するという、いわゆる官吏登用制度が、こゝまた高度な發展をみせたことが擧げられる。それだけに中國の官吏登用制度については、これまで内外ともに數多くの研究が行なわれてゐる。しかしながらその多くは魏晉南北朝の九品官人法と隋唐以降清末に至る科擧とに集中しており、反面それらの基本的骨格を形作つたともいえる漢代の登用制度について、その體系的包括的な解明を試みた研究はほとんど皆無に等しい状態である。著者福井重雅氏の學位論文（早稻田大學）である本書の目的は、以上のような状況に鑑み、漢代の官吏登用制度について総合的かつ個別的な考察を行なうことによつて、その研究上の空白を埋めんとするところにある。

以上のような研究目的を有する本書は、

第一章 漢代官吏登用制度の概観

第二章 賢良・方正の成立

第三章 賢良・方正の運営

第四章 漢代の察擧制度と政治體制

の四章各五節から成り、全體として一つのまとまりある體系的な構成や敘述が施されている。また本書の骨子となった既發表の論文についても、その後の研究の進展をふまえた改訂補正がなされており、その意味で本書は實質的な書きおろしといえるものとなっている。こうした本書であるだけに、書評としては極めてオーソドックスではあるが、その構成に従って内容の概略を紹介しつつ、併せて若干の批評を試みることにしたい。

## 二

第一章では序論的に漢代の登用制度全般にわたる概観が行なわれる。第一節「察舉と辟召」は、漢代の官吏登用制度は、文獻通考の按語に略述されるように「選舉」と「辟召」との二途に大別できるとしたうえで、前者の「選舉」は一般的に中央・地方の長官による一定の資格に該當する人材の選出舉用の制度であり、それには孝廉・茂才に代表される定期的選舉としての常科（常舉）と、賢良・方正に代表される不定期的選舉としての制科（制舉）とがある。これら「選舉」の稱謂としていわゆる「郷里里選」が用いられるが、それは周制の理想化と關わる用語であり、従って必ずしも漢代独自の制度を表現しうるものではなく、むしろ漢代の選舉の上意下達的性格をよく表現している「察舉」にこそ特色がある。一方後者の「辟召」は、前漢末に出現し後漢に入って確立する人材誘致の法であるが、この辟召も推薦の重視という點で廣義の察舉と認めることができるとする。

以上の察舉と辟召との二大別をうけて、第二節「孝廉による察舉の諸相」と第三節「孝廉による察舉の運営と廉吏」は、察舉の一方

を代表する常科としての孝廉の概要を概観する。まずその科名と後漢期の制度改正の問題について。孝廉の科名をめぐってはいわゆる廉吏との關係が問題となるが、著者は兩者が相互に異なる科目であることを確認する。そのうえで孝廉の科名は、儒家的徳目||孝と法家的徳目||廉とがセットになったもので、科名それ自體に内在するそうした儒法一體の性格は、後漢中期の三つの制度改正のうちの二つ課試制において、諸生に對する家法、文吏に對する賤奏という二系統の試験が實施されたことに具體化する。それだけに孝廉察舉は、從來指摘される儒家的性格のみならず、法家的な官吏選抜法の要素をも帶同していたと述べる。また後漢期の制度改正の他の二つは、まず和帝永元五年（九三）頃に郡國の人口二十萬人につき一人という人口比率による定員化が圖られたこと、残る一つは後漢初め頃から孝廉の老若が問題となってきた結果、順帝期に至って年齢制限が設けられ、受験資格を四十歳以上とする規定が明文化されたことである。このうちの定員改正によって毎年二百名前後の孝廉が推舉されることとなり、孝廉出身者の過剰化という問題を生ぜしめたと指摘する。つきに孝廉察舉の有資格者と被察舉者の範圍について。すでに明らかにされているように察舉の有資格者は、原則として郡國の守相に限定されていたが、その際服喪中及び試守期間中の守相についてはその察舉權が停止乃至保留されていた。これは察舉權限及び職務が郡國という行政單位ではなく、あくまでその長官たる守相自身に求められていたことを示している。一方その範圍が郡國縣等地方官廳の下級官吏もしくは在野無官の人物に限定されていたという理解がほぼ定説化している被察舉者について、より具體的には科名の二面性、課試の二科目制と對應する形で、下級官吏||郡

の功曹、在野無官者—諸生と特定でき、ここにも孝廉制に内在する儒法二要素が表出しているとする。また廉吏察舉については、察舉者及び被察舉者に關する濱口重國説を再確認するとともに、廉吏察舉が實質的に前漢期の登用法であつたこと、それが法術的實務官僚の登用をねらいとしたこと、等が論じられる。ところで著者は、孝廉察舉といわゆる郎選との結合に關して、孝廉制の成立によつてはじめて中央と地方とを直結する統一王朝の政治體制が實現したこと、増淵龍夫氏の指摘と關連して公的な人材登用と私的な家産官僚的要素とが未分化のまま混在していたことの二點が重視されると述べられる。この指摘はまさしく孝廉制の特質に關わるが、それだけに改めて孝廉制成立以前の人事行政面での中央と地方との關係はどうであつたのか、増淵氏のいう郎官の戰國官僚的性格は漢一代を通して存続したのか、といった點の再考察が必要とならう。また孝廉察舉の權限及びその職務が守相個人に求められていたとする點も、そこに孝廉制の一つの特質が隱されているようである。今後の考究が望まれる。

第四節「茂才による推舉の輪郭」は一般に孝廉と併稱される茂才察舉の概観であり、武帝元封五年（前一〇六）に創設される茂才察舉は、その當初から制科と常科との兩面を併せ有していたこと、後漢に入ると制科的な公府茂才と常科的な光祿茂才及び「州舉茂才」との三科目より成り、後者の茂才察舉は實質的に孝廉に對する加上的選舉であり、かつ考課の側面をも有していたこと、等茂才察舉の多面性、複雑性が明らかにされる。

第五節「賢良・方正における科名の問題」は、察舉のもう一つの柱であり、かつ本書の主題ともなつている賢良・方正などの制科に

ついて、次章以下での考察の前提として、賢良と方正とを各々獨立した一科とすべきこと、また前漢宣帝期頃を契機として賢良から方正への比重の轉換が生じ、その結果後漢では方正察舉が盛行したことが指摘される。ただしその變化の背景要因は不明のようである。今後の課題とされる。

### 三

右に述べたように本書では賢良・方正の制科が主題となつており、第二章・第三章及び第四章の一部がその考察にあてられる。まず第二章ではこの制度の成立とその沿革及び制度上の基本的な諸點が考究される。第一節「賢良・方正の形成」は、賢良・方正などの制科は、文帝が高祖の示した賢人登用の理念と方法を制度化する形ではじまるが、その當初は多分に流動的で未成熟なものであつた。しかし宣帝期を契機として天變地異に對處するための人材登用という要素が主流となり、それと同時に察舉有資格者の範圍の定量化、被察舉者の資格及び定員の固定化など制度的な整備が圖られ、そして後漢に入つて登用法の重要な柱として確立したことなどを明らかにする。さらに著者は、制科が確立してくる宣帝期には漢朝の政治體制や思想の面で大きな變化の動きが顯在化してくるが、それが制科をはじめとする登用制度の確立の動きや性格とも大きく絡んでいるとする。ただしここではとくに制科の制度的確立の背景要因については明確な解答を示されず、ただ儒學の變質や災異思想の歸趨との密接な關連が想定できると述べるに止まる。しかしそのことは制科の性格變化の説明にはなつても、制度それ自體の整備確立の背景たりえるのかや疑問とされる。それだけに賢良・方正という制科

の制度的確立の背景要因に焦點をおいた今後の問題追求の深化が望まれる。

第二節「察舉の有資格者と被察舉者」では、賢良・方正制度の核となる察舉の主體と客體とが考察される。まず察舉の有資格者の範圍について。原則として前後漢とも三公・九卿・郡國の守相を包攝する最高官僚層をその母體としていた。その下限が郡國の守相に置かれたのは、有資格者の範圍の無制限な擴大の防止という制度や組織の存立維持にあったが、同時に孝廉制における守相への察舉權の限定と併せ、漢代の官吏登用制度における郡國の重視、それへの依存が窺われる。つぎに被察者の範圍は、前漢では史料上秩千石から百石程度に至る幅廣い現任官及びそれに準ずる者（退官者・免官者）とされていた。一方後漢に入ると全體として低秩化し、しかももっぱら郡國の小吏層が主な對象となっていくことが明らかにされる。ところで後漢では一般庶民察舉の事例が檢索されるが、この點についての著者の結論はひとまず留保され、それと密接に絡む察舉の辭退の問題がつぎに考察される。

第三節「察舉とその辭退」は、後漢において顕在化する察舉の辭退という現象は、察舉の際の徵命が一方的に發動される上意下達的命令にもとづくものであるため、察舉というその一事のみが重要な意味をもってきた結果、被察舉者の現實の對應如何に関わりなく自動的に當該科名が付與されるという、後漢の選舉の論理的構造によって生み出された。そうした察舉の辭退は、察舉の運営上に選舉辟召諸科目間の上下度の顯在化をもたらし、その結果上位の察舉を受けるにはそれより下位の察舉の過程を経由しておくことが暗黙の前提とされたとする。そして前節で結論が留保されていた、後漢期に

における被察舉者の範圍に無位無官の庶民を含み得るかという點について、以上の考察によりその可能性を否定し、それがそれ以前での察舉とそれの辭退とを経験したことによるものと結論される。さて著者は本節の注において、上位察舉のための下位察舉經驗の前提化という著者の主張を批判した西川利文氏の研究への反批判を行ない、表現を一部訂正しつつ改めて自説の妥當性を主張される。この點については西川氏が最近本書をうけて再度批判を試みられている（漢代辟召制の確立〔鷹陵史學15〕）。いまその是非を論じることはいないが、ただ著者が西川氏の批判を尊重する形で「不可缺の前提」から「暗黙の前提」へとその表現を改められた點について、それは單なる表現の訂正に止まらない重要な意味をもつのではないかと考へる。つまり「不可缺の前提」である限りそれは制度上の問題であるが、これが「暗黙の前提」となると制度それ自體を離れ、新たな次元で何故「暗黙」とされたのかという背景あるいはその意味を考究しなければならなくなると考えられるからである。

第四節「察舉における對策」と第五節「察舉と對策の高第」は、察舉における對策の問題を檢討する。賢良・方正などの制科においては、皇帝の諮問への對策が義務付けられていた。その際皇帝の諮問はまさしく策書によってなされ、一方對策にあっては遵守すべき書式上の體例が定量化されていた。こうした形で制科の察舉と策書とが結び附いた要因として、そもそも策書は王の咎禍を戒禱し祝告する祭儀の文書の意味をもっていたが、それだけに天戒に對する天子個人の禱災祈福の性格をもつて出現した賢良・方正などの察舉と容易に結び附き得たことが挙げられる。その反面、これだけ重視された察舉における對策の成績評價と、被察舉者のその後の就官とに

は制度的な規準が設けられていなかったとされる。こうした一種の無意味性は如何に解釋すべきなのか。著者はそこに察舉制度の性格や特色を説明する鍵が潜んでいるとし、次章以下の考察を展開する。

## 四

第三章は賢良・方正制度の施行情況や實施規準の細則について考察する。第一節「察舉制度の諸相」では、漢代の察舉制度の特質として、常科と制科とを問わず原則的に察舉という形式と對策の有無のみがとくに重要視、絶對視された點が改めて指摘され、さらに共通する面の多い唐代の郷貢制度と比較することによつて、唐代のそれがいわゆる「投牒自舉」の自薦を基本とする學力試験制度という特色をもつのに對し、漢代の察舉制度はあくまで官府や郡國の推薦を絶對視する、いわば他薦による貢士制度を特質としていることが述べられる。察舉の絶對視を漢代の登用法の特質とすることには何ら異議はない。しかし本書ではこれより前にも後にも何故そうであったのかについての明確な言及が見當らない。察舉が官僚選抜の方法である限り、その絶對視の裏には漢代の官吏登用制度全體を貫く制度的意圖、乃至は國家の支配意志といったものを看取することができるはずであり、それだけに何故漢代の察舉制度は察舉それ自體の絶對視という特質をもつのかの考究が望まれる。

第二節「官僚制度と官秩」と第三節「察舉による昇進の基準」は、賢良・方正などの制科における昇進・轉任の基準といった運営上の問題を、官僚制度全般との関連において考察する。まず官僚制度と官秩との關係について、前漢末から後漢にかけて十五等級の官秩に分類されていた官僚機構は、さらに①秩萬石—比二千石の最高

官秩層、②秩千石—比六百石の上級官秩層、③秩四百石—比二百石の下級官秩層、④秩百石以下の最下級官秩層の四階層に區分され、各々に資格や待遇上の格差があった。とくにその格差は②と③との間、つまり比六百石と四百石との間に顯著であり、それだけに漢代の官僚機構は秩六百石を基準としてその上下に大別されていたとする。つぎに前章第二節での考察結果をふまえて察舉の基準が問題とされる。最高官僚層を有資格者として行なわれる賢良・方正の察舉は、前漢時代の制度草創期の過渡的現象と考えられる事例を除くと、主流は秩四百石以下の下級官僚層を被察舉者として、容易には越え難い秩六百石の壁を越えてそれらを秩千石以下比六百石までのいわゆる上級官僚層に拔擢昇進させる登用法であった。こうした制科による察舉は、前途における官位の多様性などの點からみて、當時の選舉科目の様々の要素を部分的に攝取し集大成した制度であった。概略こうした著者の制科察舉についての理解に對しては、さきに秩六百石の上下を昇進上の障壁とはいえないとする紙屋正和氏の批判がある。本書ではこの點について、大筋ではその批判を斥けながらも一方で、いわゆる功次による秩六百石以上への昇進の可能性を認められている。しかしそうなると、功次による昇進すら不可能であった二百石の障壁（大庭脩氏「漢代官吏の辭令について」など）と、それが可能であった六百石の壁とはそれらがもつ意味合いが異なったものとなり、それはひいては各々の壁で機能する孝廉と賢良・方正との察舉制度としての質の相違につながっていくのではなからうか。この點さに指摘した前章第三節での問題とともに、著者の批判を尊重してのいわゆるトーンダウンが新たな問題を生み出してきたといえよう。

第四節「察舉制度と爵制」では、以上二節の考察をふまへ、かつそれを補強する形で、制科による秩六百石以上への昇進が被察舉者にとって如何なる意味をもつかが、爵制との関連で検討される。

具體的には、戰國以來獨自の形成・發展の途をたどってきた官制と爵制については漢代に入つて兩者の矛盾が次第に顕在化してきたための調整が施され、その結果官秩六百石と爵位第九級五大夫との對應によつて兩者は結び附くこととなった。従つて制科による秩六百石以上への昇進は、單なる官制上の壁の突破に止まらず、それまでの民爵の秩序を脱し、究極において列侯へと連なる爵制的秩序の上層部への參入を意味することとなり、またそれに伴い禮制上の榮譽や刑法上の特典が與えられたことを明らかにする。以上の著者の考察とその結論は大變興味深く、それだけに不明とされる秩六百石と爵五大夫との對應理由の解明が望まれる。またそうした理解が妥當であるならば、制科の意義は昇進期間の短縮にあるのではなく、むしろ爵制との絡みにあつたと考えることができなだらうか。

第五節「至孝と有道の察舉」は、以上の制科についての研究を補足する意味から、後漢に入つて成立する制科の二つの科目、至孝と有道とを取り擧げる。結論として、この兩科は察舉の有資格者（三公・九卿・守相）、察舉の不定期性、對策の義務化などからいって制科の察舉であるが、一方郎中への任官という孝廉制との共通性も併せもち、それだけに制科と常科との折衷的制度であつたとする。またその創設の理由として、就官希望者への機會の擴大があつたと述べる。

## 五

第四章では、以上三章を總括する研究として、賢良・方正に代表される察舉制度が漢代の政治や社會において如何なる意義や特質を有していたのかといった關心を中心に、その他辟召制の問題、あるいは九品官人法の諸問題などが追求される。第一節「賢良・方正による察舉の性格」と第二節「前漢における賢良・方正の特色」は本章の主題を考察する。賢良・方正察舉では察舉の有資格者が「公卿」、一方被察舉者が「士大夫」という別稱で表現されることが多いが、それらの表現は各々具體的實態を反映しており、それだけに漢代の察舉制度は、實際に「公卿」が「士」たる被察舉者を「大夫」の身分へ拔擢する制度として把握することができる。またこうした察舉制度は、官制上の印綬や贄獻の制度と相俟つて周代の貢士制度の理念が具體化、法制化された制度とみることのできる。このように周代的理念が色濃く投影された裏には、(1)周代を規範とする漢初の復古的時代思潮、(2)戰國以來の任俠の習俗にもとづく養士の氣風の殘存、(3)周以來の「士大夫」の子孫の官僚層への吸收再編成の意圖、といった漢初 of 政治情況や時代背景が想定できる。しかし同時に(1)は察舉擔當官吏の行政擔當能力の評價、國家による言論思想調査及びその統制、(2)は私人材登用の否定とそれの國家への一元化、(3)は政府内部における官僚の貴族化の打破解消、というように中央集權體制の確立という極めて漢時代的な要素と表裏一體化していた。それだけに漢代の察舉制度は一面では周代の貢士制度や尚賢思想を理念的な背景とし、他面では皇帝支配による中央集權體制の確立を目的として新たに創設された即時的制度であつた、と述

べられる。以上は本書における結論ともいえるものである。ところ上で上記の第三点目について著者は「士大夫」の子孫を發掘し任官させることを意圖した選舉であつたが、また同時にそれはその子孫のもたらしつあつた特權に對して、新しくとられた人材採用の方法であつた」（四一二頁）と述べるが、この記述からは傳統性と即時代性を表裏一體化させた要素ではなく、時期と目的とを全く異にした二つの制度の姿が描き出される。少なくともこの第三点から、他の二点と同様に表裏一體化した要素をみてとることは無理があるといえよう。

第三節「後漢における辟召の形成」と第四節「辟召の性格と機能」は、本来特定の個人を自己の據屬に採用する法でありながら、後漢に入り制科や常科と並ぶ登用法となる辟召について、その特殊な問題點を考察する。まず辟召の有資格者の範圍は、從來考えられていたよりも狭く、中央の公府の長官（實質的には三公）と地方の州刺史（州牧）とに限定されていたが、その限定性がいわゆる辟召と故吏の問題を發生させた。この辟召による任官において「有利なバイパスの登用法」といえるのは、秩比四百石から比二百石の據屬を初任とし、しかもその後高第察舉による侍御史進進という官途を有していた公府の辟召についてである。また辟召が三公と刺史などに限定された背景には、前漢末における三公と刺史の官職としての確立が極めて復古的色彩の強い理念にもとづいたものであり、一方ほぼ同時期に現われる辟召も周制の人材登用の性格をもつていたということがあつた。それだけに辟召制には、傳統的な周代遺制が理念的に復活再現された官吏登用法という性格が濃厚であるが、その反面辟召の結果選任される侍御史という官職の極めて秦漢的法

術的な性格をみると、そこに中央集權的な要素もまた看取できると論じられる。ただし嚴密にみると、この侍御史任官と屬吏任用法たる辟召とは制度的に別個のものであり、従つて侍御史の官職としての性格をもつて辟召のそれを論じることには多少の不安を覺える。さてさきにも紹介した西川氏の最近の研究はこの辟召制を主題としており、當然本書の辟召制研究もその俎上に載せられる。ここではその詳細は論じ得ないが、西川説の特徴は辟召制を前漢初めから全ての官府の長官に認められていた廣義の辟召と、前漢末に至つてはじめて官屬新設に伴う辟召權を獲得した大司馬を中心とする公府による狹義の辟召との二つの内容をもつものとして把え、後者の狹義の辟召たる公府のそれのみが何故に重視され、準登用法化していったのか論じられる點にある。そこでも結果として何故に「辟」字が公府（及び刺史）の屬吏任用に限つて用いられるのか必ずしも明確となりえていない。しかし氏が行論中で指摘されるように、著者を含めた從來の辟召制理解では、等しく屬吏を任用する法でありながら、何故公府のそれのみ辟召制として特殊な地位が設定されることになつたのか十分な説明ができない。それは周制への假託の可否などで結着のつく問題ではないし、また任官の有利性を擧げるのであれば、大司馬は別としても何故前漢末なのかという時期の問題が改めて問われねばならない。いずれにしても辟召制の制度内容の定義が何よりも求められる。

第五節「漢の察舉制度から魏の九品官人法へ」は本書の最終考察であり、それにふさわしく次代への展望、具體的には九品官人法の問題が取り擧げられ、次のようなことが述べられる。從來の九品官人法研究はその多くがほぼ完成された機構にもとづく形でなされて

きた。しかし漢の察舉制度との關連を考えるにはその創設當初、つまり魏初の九品官人法が問題となる。稀少な史料からかろうじて復元できる魏初の九品官人法からは、それが極めて地方を重視しかつ優先させる登用法であつたことが看取される。そうした性格の登用法が漢代の選舉方法に加えて設けられるに至つた背景は次のようである。従來の汚濁分子や反魏分子排除のための資格審査を目的としたとする定説的理解は、理論的にも實際的にも妥當とはいえない。そもそも曹操の權力掌握は辟召制を最大限に活用することで築かれた私的結合關係を媒介とした面が強く、その一方で民意の掌握、人心の收攬が十分に圖られたとは必ずしもいへなかつた。それだけに革命を正常化するためには何よりも地方を重視しかつその人材の有効な吸收を圖る必要があつた。そうした緊急かつ重要な課題の解決という意義を擔つたものが、地方を重視し優先する登用法、九品官人法であつた。そしてそれは同時に人事權を付與された親魏派官僚を内實とする中正官の派遣による、地方と中央との直結を通じた中央集權體制確立のための登用法であつたともいえる。最後に著者は、漢の察舉制度から魏の九品官人法への移行は、いわば地方一任の間接的人選から中央介入の直接的人選への轉換であつたとまとめられる。

## 六

最初に述べたように、本書は漢代の官吏登用制度に関するはじめの體系的かつ総合的な研究書といえるものである。そして著者によつて、幅廣く史料を涉獵しかつおおよそ能う限りの先行業績をふまえたうえでの大膽かつ緻密な考證が展開された結果、漢代の官吏登

用制度の全容が浮き彫りにされてきたといえよう。しかし制度の全容が明らかになるに従つて、新たな次元での新たな問題が浮び上がってきた。そのうちの個別的な問題の二・三についてはさきの紹介の間に指摘したが、何よりも著者の研究全體に關わるものは、漢代の官吏登用制度のもつ歴史的意義の解明ではなからうか。本書では、賢良・方正あるいは辟召に象徴的に現われている周制的理念と漢代的現實との二面性が、登用制度全體を貫く特質であつたと繰り返し強調される。しかしその反面で、漢代の登用制度が何故そうした二面性を特質としていたのか、またそれは當該時代において如何なる意味をもつていたのかという、まさしく歴史的意義の解明については、本書の中で斷わられているように今後の課題となつてゐる。本書が登用制度の制度的側面の解明に力點を置いていただけに致し方ないのかもしれないが、それにしても官吏登用制度が單に人材の發掘登用という面に止まらず、結果として官僚制度の實態を規定し、ひいては國家と社會との關係の面にまで影響を及ぼしうるものであるだけに、本書で明らかにされたその制度的側面を十分にふまえたうえでの新たな研究の進展が待望される次第である。

以上で本書の紹介を終わりにするが、評者の淺學ゆえの力量不足によつて本書の眞價、著者の眞意を十分に盡しえなかつたことを著者及び諸兄姉に深くおわび申し上げたい。最後に一言。本書の卷末には察舉制度に關する主要文獻目錄が附されているが、同時に本論の各注それぞれ體が關連分野を網羅した詳細な論文目錄としての性格をもつている。さらに同じく卷末に附された索引は、本書のといふよりも漢代の選舉制度用語索引と呼べるものである。こうした目錄索引が後進に與える益には測りしれないものがある。その恩惠を蒙



る一人としてこの場を借りて謝意を表する次第である。

一九八八年十二月 東京 創文社

A五判 八五〇〇圓

森 正夫著

明代江南土地制度の研究

吳 金 成

I

戦後、日本の中國史學界は、中國史のほぼ全分野で飛躍的な發展を遂げて來たが、その中でも特に明代史の研究はその代表的な例であったと思われる。最近出た森正夫教授の本書は、こうした明代史分野の發展水準をうかがわせる大著である。

新中國が成立した後、日本の中國史學界は、中國史を世界的法則性の中で把握することを當面の課題としていた。その影響で擡頭した問題の一つが、大土地所有者（地主）と直接生産者（佃戸）との生産關係を根據として、宋代から阿片戰爭以前の清中期までを本質的に一つの時代と見ようとする視角の普遍化である。こうした視角に従った研究に對しては、田中正俊の「下部構造のみの分析」という批判と反省があり、その後には、下部構造だけでなく、國家權力と土地所有關係（國家と農民）までを含む社會構造ないし國家構造を一つの構圖で把握しようとする努力が試みられた。一九六〇年代以後、日本の明清史學界を風靡した「郷紳の土地所有」論と「郷紳支配」論等、いわゆる「郷紳」論は、まさしくかかる動きの表現であったと言えよう。「郷紳」論は、地主・佃戸制の構造的變化、商品經濟の劃期的な展開、そして税・役收取體制の改革等、政治・